

令和 5 年度 東根市農業委員会運営方針並びに事業計画

策定 令和 5 年 3 月

1 運営方針

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害の拡大、異常気象の影響、コロナ禍による需要の減少及びウクライナ情勢に伴う世界的な穀物価格の上昇等による資材や肥料、配合飼料価格が上昇しており農業経営を圧迫し、年々厳しさを増しているとともに、輸入農産物との競合により、一段と複雑化しており、農業経営者の将来への不安は払拭されていない状況にあります。

また、半世紀近く続いた米の生産調整が廃止され、産地主導へと移行したことから、地域の米生産への新たな取り組みと計画がより重要になっています。

農政改革については、平成 28 年の農業委員会法改正により、農業委員会の必須業務として「農地等の利用の最適化の推進」が明記され、現在は、農地経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランは地域計画へ変わり、地域の農業を持続させていくための取り組みが本格化しています。

このように、農業情勢は、大きな変化の渦中にありますが、各地域に設置されている農用地利用改善組合や関係機関との連携を深めながら、優良農地の保全・確保と新規就農の促進、遊休農地の実態把握と拡大防止・解消に向けた活動を積極的に取り組んでいきます。

また、農地中間管理事業については、制度活用を推進し、担い手農家等の経営規模拡大と農地の集団化に取り組み、農地利用の最適化を推進していくとともに、地域計画の策定に向けた活動にも積極的に取り組んでいきます。

以上の内容を踏まえて、農地を守り農業者の経営基盤を強化するため、東根市農業委員会の運営方針並びに事業計画を次のとおりとします。

(1) 農地の利用集積等の推進を通じて、担い手農家等の育成・支援

に努めます。

- (2) 優良農地として利用すべき土地を守り、農地が有効利用される取り組みを強めます。
- (3) 市農林課及び関係団体と連携し、地域計画の策定に取り組みます。
- (4) 遊休農地解消の取り組みを継続し、遊休農地の拡大防止・解消に努めます。
- (5) 農地中間管理機構との連携を強化し、農地利用の集積・集約化に取り組みます。
- (6) 地域農業者の現場の声や実情等を十分集約し、農地の利用の最適化の推進について、関係機関への意見の提出等要望活動に取り組みます。
- (7) 農業委員会系統組織が進める、「新・地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」については、系統組織の一員として積極的に取り組みます。
- (8) 農業委員会は、農業者の公的代表機関として諸課題に前向きに対応するとともに、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」との組織理念に基づく活動を展開します。また「行動する農業委員会」として、広く市民の目に見える活動を積極的に展開します。

2 事業計画

(1) 総会・各委員会の開催

農業委員会の法令業務、その他の業務を処理するため、毎月総会、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会を開催します。

特別委員会の広報紙編集委員会、遊休農地解消対策委員会、及び、農地利用最適化推進委員会についても、必要に応じて開

催します。

(2) 法令業務の実施

農業委員会法、農地法、農業経営基盤強化促進法、その他の法令に基づく農業委員会の法令業務を的確に実施します。

(3) 担い手農家等の育成・支援と農地の利用集積等の推進

ア 農業の発展を図るには、若者が率先して就農したくなる魅力ある農業の構築、ゆとりと潤いのある農業経営の確立が重要です。このようなことを実現するため、意欲と能力を兼ね備えた効率的・安定的経営体である担い手農家等の育成・支援や農地の利用集積等を推進します。

イ 担い手農家等の育成・支援にあたっては、「地域計画」を念頭に、これらの農家に対する農地の利用集積と有効利用について強力に推進します。更に農業経営における低コスト生産を図るため、農地の効率的利用につとめ集団化を推進します。

ウ 農地の売買・貸し借り等の結び付けにあたっては、農業者にとって有利な利用権設定等促進事業等の制度を活用して行います。併せて東根市高生産性農業構造確立推進対策事業を実施し、農地の借手に対する推進費の交付を通じて、農地の利用集積をさらに促進します。

エ 農地中間管理機構及び農用地利用改善組合を活用した農地集積の更なる推進に努めます。

オ 自己の農業経営の実態を正確に把握し、企業的感觉をもって経営管理するためには、複式簿記の記帳が有効であることから、農業関係機関が開催する講習会への参加を促します。

カ 個人経営から一歩進んで法人化を志向する農業者に対しては、県農業会議等と連携し各種相談に応じるなど、実現に向けた支援を行います。

キ 農業生産法人についても、各種相談に応じるとともに、毎年行われる事業の状況等の報告に基づき、適切な指導等を行います。

(4) 地域計画等の話し合いの参加

地域計画の策定を行うため、市農林課や農用地利用改善組合と連携しながら、地域の農業の将来計画を作成する話し合いの場にコーディネーターとして参加し、担い手農家等への農地の集積・集約に努めます。また、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ目標地図の素案を作成します。

(5) 新規就農者への支援

農業を支える人材を確保するため、新規就農者が農地を取得する場合には、あっせん活動等を通じて支援します。また、就農後においても安定した経営ができ、定着できるよう、関係機関・団体と連携して指導・支援に努めます。

(6) 優良農地を守り活かす取り組み

ア 今後とも優良農地として利用すべき土地を守り、これらの農地が農業用に有効利用されるようにすることは、今後の農業振興にとって極めて重要であります。農業委員会はこのような考え方を各農家に啓蒙することも含め、日常の活動を通じて取り組みを強めます。

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となり、日常活動における現地調査等を通じて、農地の無断転用の発見・防止に努めます。また、こうした事案が生じたときは、関係機関と連携して原状回復等所要の措置を講ずるよう指導します。

(7) 遊休農地解消の取り組み

ア 遊休農地の実態把握に努めるため、農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施します。また、解消に向けて、市農林課、農協、農用地利用改善組合、土地改良区などの関係機関と連携した取り組みを進めます。

イ 東根市遊休農地解消対策事業の活用により、担い手農家等への利用集積、結び付け活動を進め、遊休農地の解消に努めます。

ウ 農地の所有者等には、新たな耕作者が見つかるまでの間、適宜草刈り等を行うなどして周辺の農地に迷惑がかからないよう

指導します。

エ 中山間地域において、森林の様相を呈しているなど農地としての再生利用が著しく困難な土地については、非農地への手続きを進めます。

(8) 農業者年金制度への対応

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉向上を図ることを目的としていることから、制度の内容等について周知・啓蒙を図るとともに、各種相談への対応・指導、諸手続きの実施、必要に応じて説明会を行うなど、加入推進活動等について、東根市農業協同組合、東根市農業者年金協会等関係機関と連携して進めます。

(9) 関係行政機関等に対する意見の提出

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等について公表し、必要な場合は関係行政機関等に対して意見を提出します。

(10) 研修等の実施

業務に関する知識や農業等に関する先進事例等を学ぶため、必要に応じて農業委員・農地利用最適化推進委員による研修等を実施します。

(11) 農業・農業者等に関する情報の収集・提供活動等の実施

ア 農業委員会広報紙「農家と共に」を発行し、情報の提供に努めます。発行にあたっては、農業者の生の声や地域での動き等についても盛り込み、読みやすい紙面づくりに努めます。

イ 農業委員会系統組織が発行する「全国農業新聞」は、各種情報を的確に提供する農業専門誌であることから、普及拡大に努めます。また、適宜地元の話題を記事として提供します。

ウ その他農業・農業者等に関する各種情報について、収集・提供に努めます。

(12) 農作業賃金・機械利用料金協定標準の見直し

農作業受委託等における標準額とするため、農作業賃金・機械利用料金協定標準を定めていますが、その見直しを行い、必要に応じ改訂します。また、農地の賃借価格の参考とするため、農地賃借料情報を公表します。

予算関係（令和5年度）東根市一般会計

歳入

1. 諸証明手数料	80千円
2. 農業委員会交付金	3,919千円
3. 農地利用最適化交付金	2,376千円
4. 農業者年金業務委託手数料	758千円
5. 機構集積支援事業補助金	894千円
6. 諸収入	3千円
7. 一般財源	65,473千円
合 計	73,503千円

歳出

1. 農業委員会事業	63,101千円
2. 農業者年金業務委託事業	1,344千円
3. 機構集積支援事業	4,378千円
4. 高生産性農業構造確立推進対策事業	2,500千円
5. 遊休農地解消対策事業	2,180千円
合 計	73,503千円